

令和7年9月22日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する
疑義解釈資料の送付について

本年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局においては、スマートフォンでのマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。）によるオンライン資格確認が開始されることとなりましたが、厚生労働省より、医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料の周知依頼が、日本医師会を通じてありましたので、ご連絡申し上げます。

当該疑義解釈資料においては、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない医療機関に、スマートフォンのみ持参した患者への対応として、患者に10割の負担を求めるとはならず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことが可能である旨が示されております。

なお、上記のように、マイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行うケースにおいては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないため、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、医療DX推進体制整備加算の要件となる「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」には反映されない点にご留意ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【疑義解釈資料】

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応

問 マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。）として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合に、スマートフォンのみ持参した患者に対して、どのように対応すればよいか。

(答)

- スマートフォンの読み取りの環境が未整備の医療機関等においては、実物のマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが基本となるが、患者が医療機関等の状況を事前に確認できず、スマートフォンしか持参せずに受診した場合には、やむを得ない場合の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことは可能である。

問 マイナ保険証として利用可能なスマートフォンでオンライン資格確認を行った場合、医療DX推進体制整備加算の要件となるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映されるのか。

(答)

- 患者のスマートフォンをカードリーダーで読み取ってオンライン資格確認を行った場合、マイナ保険証の利用者数として計上されるため、社会保険診療報酬支払基金から通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映される。
- スマートフォンによるオンライン資格確認の運用は、令和7年9月19日から開始されることから、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率への反映は、令和7年11月に社会保険診療報酬支払基金から通知される令和7年12月適用分からとなる。
- なお、何らかの事情でスマートフォンによるオンライン資格確認が行えず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行う場合は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えず、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない。